

農業経営者
の皆様へ！

自然災害に備えて 農業版BCPを作成してみましょう！

BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を優先して続けるか、どうやって再開するか、ということをおあらかじめ決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。計画として文字に落とし込むことで、従業員との共有や、普段の経営の見直し・改善にも繋がります。

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できます。



お問い合わせ先▶農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）

パンフレットや様式は農林水産省HPからダウンロードできます▶https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html



次に、収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

倉庫が浸水して売り物にならない

取引先が倒産した

盗難や運搬中の事故にあった

輸出したが為替変動で大損した

（1）加入できる方 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。

（2）対象収入 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

（3）補填の仕組み 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上

限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填します。詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。

秩父市でハウスきゅうりを栽培する農業女子。「自分なりの農業経営がしたい。」と前向きに取り組む岩田美早紀さんをご紹介します。

岩田美早紀さんは、秩父市の農家の出身で、高校卒業後は県の農業大学校へ進学し、施設野菜の生産を中心に知識を習得しました。

卒業後は、小鹿野町の農業法人でハウスきゅうりの栽培を2年半学ぶ中で、農業を続けていく自信と農業の楽しさを知り、その後、実家近くでハウスきゅうりを栽培している叔母さんの下に就農しました。今年に入り、4年半の経験を積んだことから、「自分なりの農業経営をやってみたい。」との思いで、叔母さんのハウスの一部を借りて独立しました。

栽培作物は、ハウス栽培ではきゅうり(12a)とトマト(7a)を、露地栽培(20a)では収穫時期や収益性等を考慮し、近所で販売されていないものや他の人が作らないものをできるだけ栽培したいとの思いから、ばれいしょ、ブロッコリー、レタス、スイートコーン等を中心に少量多品種を栽培しています。

また、岩田さんは減農薬栽培にも取り組んでおり、ハウスきゅうりについては、日々の生育状況を細かにチェックし、適切な栽培管理を行うことで農薬の防除回数を減らしています。露地野菜については、アブラナ科とキク科の組合せ等コンパニオンプランツの混植に取り組んでおり、農薬の散布はほぼ行っていないとのこと。

販売先については、ハウスきゅうりは「秩父きゅうり」としてJAへの出荷が中心ですが、一部はJAを通して皆野町と長瀬町の学校給食センターへ納品しています。露地野菜、ハウスきゅうりの一部、ハウストマトは、実家の近隣に自作した無人販売所やJA等の直売所で販売するほか、知人への訪問販売もしています。

今後の目標について岩田さんは、「スーパー等へ営業を行って販路を拡大し、生産している野菜を独自ブランド化して販売していきたいです。このための農場名や商品名、キャッチコピーなどは思案中ですが、SNS を活用して情報発信を行い、メルカリ等での通信販売にもチャレンジして、経営規模を拡大しながら収益アップに取り組み、将来的には法人化して仲間を作り楽しく農業ができればと思っています。」と明るく素敵な笑顔で語ってくれました。



きゅうりの生育状況をチェックする岩田さん



ハウスきゅうり

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

TEL 048-740-5835 FAX 048-601-0510

< 関東農政局HP > <http://www.maff.go.jp/kanto/>

